

経支第586号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年7月31日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
柏高島屋ステーションモール
柏市末広町1番地7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東武鉄道株式会社 代表取締役 都筑豊ほか
東京都墨田区押上一丁目1番2号ほか
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東武鉄道株式会社 代表取締役 都筑豊ほか
東京都墨田区押上一丁目1番2号ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東武鉄道株式会社 代表取締役 都筑豊ほか
東京都墨田区押上一丁目1番2号ほか
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか
大阪府大阪市中央区難波5丁目1番5号ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか
大阪府大阪市中央区難波5丁目1番5号ほか
- 7 変更新月日
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和6年8月24日及び令和7年11月1日
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和8年2月15日ほか

二 届出年月日

令和8年7月7日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年7月31日から11月30日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年7月31日から11月30日まで。

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757